

1. 「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

- ① ホテル業界における人材の専門性に関する動向、地域の産業振興の方向性、必要な実務に関する知識、技能等を十分に把握、分析したうえで、当該専門課程の教育を施すにふさわしい授業科目の開設、授業内容・方法の改善・工夫を行い、企業への要請を十分に活かしつつ、実践的かつ専門的な職業教育を主体的に行うために「教育課程編成委員会」を設置する。
- ② 「教育課程編成委員会」を構成する委員は、上記の目的を十分に果たすために学校教職員のほか、ホテル業界に関する知見を有する職業団体、職能団体、公共団体及び学識者等の役職員から広く選任し構成する。
- ③ 「教育課程編成委員会」は、業界の求める最新の知識技術や、これから必要となってくるトピックの採用及び最先端の現場での業務内容を加味し、求められる教育内容の編成を行うために組織される。そのため、その課程の編成には、卒業時に求められる専門職像とその後の完成像を明らかにし、業界で求められる新しい知識技術や、現状の採用ではそのボリュームに過不足があると判断されるトピックを視野に入れながら日々の教育活動に求められる事柄を検討し、生徒のレベルと到達すべきレベルの両方を視野に入れて、企業との密接な連携における具体的な教育課程の編成に取り組み、その評価の視点を定め、次回の編成に活かせるようすることを大切に行い、PDCAサイクルを組織的に行えるようにする。
- ④ 「教育課程編成委員会」委員の所属先以外の企業に対しても、実習等の連携を通してヒヤリングを行い、その結果を授業科目の開設、授業内容・方法の改善・工夫に活用する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

- ・本校学校長の召集のもとに教育課程編成委員会を開催する。
- ・教育課程編成委員会では、教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫を含む。以下同じ）に活かすことを目的に、前項基本方針③に掲げる事項を審議する。
- ・審議により得た助言、提案をいかし、教育課程の編成の改善を学校として検討・決定し、改善を実行する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
若松 直	行政書士法人第一総合事務所	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日 (1年)	①
小川 淳一	合同会社HR研究会		③
富澤 利加	グランドプリンスホテル大阪ベイ		③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年間開催数は2回

(開催日時)

第1回 令和4年8月3日 10:30～12:30

第2回 令和5年3月7日 14:00～16:00

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

- ①本校の学生構成は留学生が9割で日本人学生が1割である為、どうしても授業は留学生向けとなる傾向がある。日本人学生が増えた場合は検定対策など授業によっては英語のレベル別クラスと同じように日本語レベルに応じたクラス分けを行うことを検討する。反面、日本人はおとなしい学生が多いので、自分から積極的にコミュニケーションを取る留学生と混在するクラスは日本人学生にとって得るものの方が多いことも事実である。ホテルは自分からコミュニケーションを取らなければならない業種であるから、留学生と日本人が共に学ぶことの相乗効果は大きい。
- ②今年の留学生の日本語レベルと理解力は予想以上に高くコミュニケーションも取りやすかったので、授業の内容量を1.5倍に増やしても大丈夫だった。「フロントサービス」「ホテルコミュニケーションマナー」科目については授業時間数や受講時期の改定を実施する。
- ③授業でテレビとプロジェクターを使い分けているが、どちらも一長一短がある。ホワイトボード一面にデジタル画像が映るような設備面の充実を図ってもらえたら有難い。
- ④外国にルーツを持つ家族滞在ビザの高校生が増えている現状の中生徒へのサポートをYMCAが請け負っており、支援が薄いことも見えてきた。家庭や経済的な環境も相まって夢が持てない生徒が多く、難しい問題でもある。専門課程に進学する生徒も増える中、学業および生活面におけるサポート、キャリア形成のサポートにおいて検証を重ねる必要がある。
- ⑤コロナの影響を受けてホテル業界を目指す学生は日本人だけでなく留学生でも減っている。学生数が厳しくなる一方、ホテルは新設が相次ぎ慢性的な人材不足である。2025年の万博やIRの誘致もあり、今後は更に外国人人材を迎えたいホテルは増える。ホテルコースはホテルの知識や業務を教えることも大切だが、企業の立場からすると、ホテルで働くにふさわしい人間教育に重きを置いていただきたい。産学協働による人材育成を推進している中、YMCAはグループワークの授業が多く、またボランティア活動が日常的で助け合いができる学生が多い。ホテルに適性のある学生が実習に来てくれている。これからも人間教育を続けていただきたい。
- ⑥外国人雇用に関して、料飲部門でビザの取得は難しい筈だが、現実には取得できている。特定技能の「宿泊」は2019年4月から始まり、まもなく特定技能の通算規定5年を迎える。特定技能2号は技・人。国より業務の幅が広い、無期限、家族が呼べる、永住権が取れる。大学が専門学校領域に入ってきている現状もあるからこそ、熟練した技術技能として、即戦力として専門学校の強さを出せるのではないかと。留学生の「特定技能」資格に対する理解を深めるため、教職員および非常勤講師を対象に外部講師を招聘したセミナーを開催した。専門家視点から見た留学生管理および就職支援をテーマとして、留学生の動向、他校の事例、法改正とニーズの高まりについて学び、本校の今後の取り組みについて検討する。
- ⑦国際ビジネス学科では数年に亘り授業の一貫としてSDGsに取り組み、Social Enterpriseの理論と実践を身につけると同時に社会貢献に役立っている。学生の自発性を尊重しながら、今後とも継続していただきたい。国際ホテル学科では関西のホテル各社がSDGsとLGBTQに対してどのように取り組んでいるかを業界紙やフィールドワークを通して研究し学内でプレゼンテーションを行った。

2. 「企業等と連携して、実習・実技・実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

"企業等との連携による実習・演習等を行う上で、学校及び企業等双方におけるメリットを考慮し、企業の要請を活かすことでこれを行うことにより、ホテル業務に必要な実践的かつ専門的な能力を育成し、人生を自分で切り拓く力を有する人材となる基礎力を持つ生徒を育成することを目的として、以下のメリット及びねらいに沿った実習・演習等を行うことを基本方針とする。

【メリット】

- 実際の・実践的な教育を補うことができる。
- 学校で行っている職業教育について企業の理解が得られ、専門教育の活性化を図ることができる。
- 学生の就職の促進が期待できる。
- 教員自身も地域の実践的な技術等の実態を学び、研修的な役割を果たすことができる。
- 社会に出て即戦力となる実践的技術・技能が身につく。
- 社会人として望ましい職業観、勤労観が一層醸成される。
- 異世代の人々とのふれあいや交流等を通して、社会人として必要なマナーやコミュニケーション能力、地域への愛着が養われる。
- ホテル業務の仕事内容を知り、就職後のミスマッチを防止することができる。
- 企業等においては意欲ある学生を採用することができる。
- 企業等での教育・訓練と雇用とを結び付けることができる。
- 早期から企業等が求める人材を育成することができる。
- 企業等においては、学生の指導を通しての従業員の自覚や誇りの高揚が期待できる。

【ねらい】

- 実際の、実践的な職業知識や技術・技能の習得を通して学生の資質・能力を一層伸長するとともに、学生の主体的な職業選択の能力や職業意識を育てる。
- 企業実習を通して、働く意義を理解するとともに職業人の誇りを感じて、社会参加に積極的な学生の意欲・態度や勤労観、職業観を育成する。
- 異世代とも積極的かつ円滑にコミュニケーションすることができる能力・態度を育成する。
- ホテル業務の仕事内容を知り、学生が自己の適性等に合った職種を発見するなど進路選択に資する。
- 地域のホテル産業・企業とのパートナーシップを確立するとともに、地域のホテル産業・企業が求める人材を育成し、その発展に資する。
- 学校の教育を活性化するとともに、地域企業等の雇用の発掘や学生の就職機会の拡大を促進し、ホテル産業の振興を図る。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

企業等と協定書または講師契約書を結び、授業内容や実習・演習の実施、学修成果の評価について、以下のように連携し、学生の実践的かつ専門的な能力の育成をはかる。

① ホテル実習

1. 学生の実習希望アンケートに基づき各ホテル依頼と「実習受入書」締結
2. 事前面接で合格を経て実習開始。企業においてオリエンテーション及び企業内研修会の実施。
社内コーチャーによる「実習ノート」の交換指導。
3. 学校より実習担当者が実習訪問と評価依頼。
4. 実習終了後企業より「実習評価表」が提出される。
5. 実習実施後の相互評価と工夫改善の実施。

② 演習

- ・ 「レストランサービス技能検定」対策
 - ・ フライダル総論
 - ・ フロントサービス
 - ・ レストランサービス
 - ・ ホテル総合演習
1. ホテルの現場で活躍する卒業生やホテルマンを招く特別講義
 2. ホテル見学の実施
3. 指導教員が行う施設を利用した実技・演習
 4. 指導教員の向上を目的とした研修会の実施
 5. 上記授業・実技・演習・研修会実施後の相互評価と工夫・改善の実施

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
ホテル実習	ホテルで実習生として経験を重ね実践力を向上させる。	連携企業各社
ホテル総合演習	スタンダードマナー実践の場を学生たちが計画立案実行する過程を通して、ホテルマンの素養を養う。	スイスホテル南海大阪 株式会社王宮道頓堀ホテル
「レストランサービス技能検定」対策	レストランサービス技能検定3級取得対策	株式会社ヴァリエ
レストランサービス	レストランの種類とサービス業務について実践的知識と技術を習得する。	株式会社ヴァリエ
~~~~~	~~~~~	~~~~~
ブライダル総論	ブライダル業界の現状を学び、実務知識を養う。	スイスホテル南海大阪

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的にやっていること。」関係

( 1 ) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

本校では、国際ホテル学科の目的に応じて、企業等の要請を十分に活かしつつ職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成し、より実践的な職業教育の質の確保に取り組むために、以下の方針により教員研修を行う。

①専攻分野における実務に関する知識、技術及び授業及び学生に対する指導力等の修得・向上を目的とする。

②教育課程編成委員会を設置し、業界の動向を把握のうえ同委員会の意見をもとに研修計画を改善し、必要な研修を実施する。

研修の成果を授業及び学生指導に活かす、PDCAサイクルを組織的に行なえるようにする。

③研修は、本校の教職員研修規程に基づき、教員の職務経験や能力、担当する授業科目や担当業務に応じて計画的に受講させる。

( 2 ) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

常勤教職員・非常勤講師対象

令和4年8月「専門家視点から見た留学生管理および就職支援」

②指導力の修得・向上のための研修等

常勤教職員・非常勤講師対象

常勤教職員 令和4年9月「人権教育研修」

常勤教職員 令和4年7月・11月「安全教育研修」

( 3 ) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

常勤教職員・非常勤講師対象 令和5年8月「基礎から学ぼう著作権」

②指導力の修得・向上のための研修等

常勤教職員 令和5年9月「人権教育研修」常勤教職員 令和5年7月 発達障がい支援セミナー

常勤教職員 令和5年6月・11月「安全教育研修」常勤教職員・非常勤講師対象 令和6年3月「ChatGPTを始めとする生成AIを教育にどう活用するか」

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本校は、実践的な職業教育を行う教育機関として積極的に関係業界、企業等との連携を行い、関連業界のニーズに則し、また、社会に役立つ人材の育成を通して学生一人ひとりの自己実現に向けた教育活動・学校運営を行っているところであるが、その学校目標を達成するために、学校単独における評価や教育活動・学校運営の改善ではおのずと限界があり、より高い教育活動を行うことがむずかしいという認識を持っている。

そのため積極的に学校関係者の意見を取り入れ、評価し、その教育活動・学校運営を改善してPDC Aサイクルを組織的に持つことが重要であると考え。そのためには、学校が関係業界等へ適切な説明責任を果たすとともに、相互の課題やニーズ等を共有し、実質的な連携強化を図りながら、関係業界等において必要な人材養成を実現することが重要となる。

それを実現するために、専修学校団体等や、企業・関係施設等からの参画を得て、学校関係者評価委員会を組織し、関係業界等との関わりの中で、学校の①教育目的、②教育方法・内容、③ガバナンスの3つの柱を基本として教育活動その他の学校運営の状況に関する評価を積極的に行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ること、及び、評価結果等を広く雇用側の関係業界や自治体の関係部署等に公表・説明することにより、適切に説明責任を果たすとともに、学校関係者等から理解と参画を得て、地域におけるステークホルダーと学校との連携協力による特色ある学校づくりを進めることを基本方針とする。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、職業教育の特色、学校の将来構想
(2) 学校運営	運営方針、事業計画、人事等の規程、情報公開、業務の効率化
(3) 教育活動	目標の設定等、教育方法・評価等、資格試験、教職員
(4) 学修成果	就職率、資格取得率の向上、卒業生・在校生の活躍及び評価の把握
(5) 学生支援	進路・就職支援、学生相談体制、経済的支援体制、高校との連携
(6) 教育環境	施設・教育設備の整備、インターンシップの教育体制、防災体制
(7) 学生の受入れ募集	高校への情報提供、適正な募集活動、妥当な学生納付金
(8) 財務	有効かつ妥当な予算・収支計画、適正な会計検査、財務情報公開
(9) 法令等の遵守	法令順守と適正な運営、個人情報保護対策、自己評価の実施と公開
(10) 社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した地域貢献、学生のボランティア活動の奨励
(11) 国際交流	留学生受入れの戦略、適正な手続き、留学生の学習の適切な体制整備

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

ホテル業界で将来的に活躍できる人材を育てること、長くホテルに貢献できる人材育成が専門学校として必要ではないか。優秀な学生がキャリアに見合う給料ではないと判断し、転職するケースがある。観光立国の人手不足の中、ホテル業界は給料の見直しを進めているが、接客要員からキャリアアップへの考えが見えない会社も見受けられる。入社後のキャリアプランが提示されると良いので、ホテルから講師や卒業生を招聘する特別講座や授業において丁寧な説明と情報収集を実施する。万博、IRの流れから行くと、ホテルは単なる宿泊施設ではなくなりつつある。ホテルを目指す人材は単なる接客要員ではない。ホテル実習で現場を知ることは重要であり、柔軟でしなやかな人材が必要とされるのではないかと。またマネジメントできる人材の育成も必要だろう。YMCAは英語など語学教育とマナー教育に定評があるが更にマネジメント人材育成にも強化していきたい。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前		任期	種別
若松 直	行政書士法人第一総合事務所	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日 (1年)	団体委員
小川 淳一	合同会社HR研究会		企業委員
富澤 利加	グランドプリンスホテル大阪ベイ		企業委員

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)

URL: <https://www.osakaymca.ac.jp/college>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では、積極的に関係業界・企業等との連携を行い教育活動・学校運営を行っているところであるが、さまざまな関係者等の理解と協力を得ながら学校運営を進めていく上では、企業等が、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるかなどの学校全体の状況を把握できるようにすることが重要であり、そのために学校の基礎的情報を含めた必要な情報が、わかりやすく示されることが必要であると認識している。

そのことにより、キャリア教育・職業教育をはじめとした教育活動の状況等について、企業等関係者との相互対話が促され、インターンシップ、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善にもつながり、加えて、学校の特色や、取り組みたいと考えている事柄を地域住民に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に示すことにより、学校の活動等に対する住民の理解が深まり、学校運営に当たっての地域の支援等も期待される。そのためにも学校においては、適切な説明責任を果たすことが重要であると考えます。

これらのことを踏まえ、学校関係者である学生や保護者、企業等が求める情報の内容を十分把握し、求めに応じた情報を適切に示していくことを基本方針とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の教育・人材育成の目標及び教育指導計画(学びの特質)、所在地、連絡先
(2) 各学科等の教育	入学者数、収容定員、在学学生数、科目編成、年間の授業計画、資格・検定、卒業後の進路
(3) 教職員	教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実習への取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況
(6) 学生の生活支援	留学生支援
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金の取り扱い(金額、納入時期)、奨学金の案内
(8) 学校の財務	事業報告書、貸借対照表、収支計算書、監査報告書
(9) 学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	留学生の受入れ:入学手続に関する項目、入学要件・卒業資格要件
(11) その他	

(3) 情報提供方法

学校の学校のホームページで情報を公開している。 URL:<http://osaka-ymca-college.jp/>

さらに、各企業等に対して、協定書の更新、学生実習の受け入れ依頼、実習先訪問、実習評価等で年数回訪問し、その都度、関係者の理解と協力を得るための学校情報を提供している。また、講師や教育課程編成委員として協力いただいている企業には、講師会や委員会においても情報提供している。